

先生！ 海外にペットを連れて行きたいのですが、どうしたら良いの？。

ある日、突然「先生！ 海外にペットを連れて行きたいのですが、どうしたら良いの？」と飼主の方から聞かれるかもしれません。最近、ペットを連れて海外渡航も珍しくはありません。

弊社にも週に2～3回は同様な問合せがありますが、多くは海外勤務になった家族の方がペットも一緒に連れて行きたい場合、在日外国人の方が母国に帰省する際にペットも同伴させたい場合、まれに海外に日本のペットを輸出したいなどです。ご参考までに関連情報をご提供いたします。

【日本からのペットの海外渡航について】

まず、飼主に農林水産省の動物検疫所のホームページ（<http://www.maff-aqs.go.jp/>）で手続きについて確認するようにご指導ください。

外国へペットを連れていく時には、1）日本を出るための条件と2）相手の国に入るための条件をクリアする必要があります。

1）日本を出国するための条件（動物検疫所ホームページの抜粋：犬の例）

日本を出国するためには、動物検疫所において出国前に狂犬病とレプトスピラ症についての検査を受けなければなりません。検査は12時間以内の係留検査により行うこととされていますが、臨床的な健康チェックですので、異常がなければそれほどはかかりません。また、検査は、最寄りの動物検疫所で受けることができます。なお、旅行のような短期間のうちに帰国する場合であっても、帰国時には輸入検疫を受ける必要があり、狂犬病ワクチンを接種していないと係留期間が長くなりますので、出国前にワクチンを接種しておくことをおすすめします。なお、帰国時に、輸出国政府機関発行の健康証明書がなければ、輸入することが出来ませんのでご注意ください。

注：このホームページには、ペットの海外渡航についての飼主からの各種質問に対する Q&A もありますので、飼主は必読です。

2）相手の国に入るための条件（ホームページの抜粋）

相手国への入国の条件は事前に大使館または相手国の検疫当局に確認してください。日本から動物を輸出する際には、相手国の要求する条件を確認する必要があります。動物に関する照会は、通常、各国の在京大使館の農務官が担当しています。

【飼主からの問合せ】

「先生、動物検疫所のホームページも見ました、渡航先の大使馆からも提出書類は入手したのですがマイクロチップの埋め込みが必要と指示されました。どうすれば良いのですか？」

具体例：この分野で一番進んでいる英国の例（<http://www.uknow.or.jp/uknow/checklist/pet/>）
日本から英国へのペット持ち込みについては、Pet Travel Scheme (PETS)で一連の手続きについて詳細に説明されています。ちなみに PETS の導入により、日本国内で指定の手続きを行い、約6ヶ月間の日本国内での待機期間を終了した上で、従来課されていた6ヶ月間に及ぶ英国の検疫施設に

おける係留が免除されています。

- ・マイクロチップ（ISO規格）の埋め込み（動物病院で実施）
- ・狂犬病の予防接種（動物病院で実施）
- ・30日間の待機
- ・血液採取（動物病院で実施）
- ・狂犬病抗体の血液検査（英国の認定機関にて実施）および検査合格通知を取得
- ・6ヶ月間の待機
- ・各種証明書の取得に向けての手続き（動物検疫所を通じて作成）
- ・英国ヒースロー空港の代理通関業者との調整（代理通関業者と実施）
- ・貨物代理店を通じた航空便スペースの予約とペットおよび関連書類の引渡し（貨物代理店と実施）
- ・ダニ・糸虫の駆除（動物病院で実施）
- ・各種証明書を発行（動物検疫所）
- ・他の必要書類の確認
- ・出発



写真1：イギリスの動物検疫所でもライフチップリーダーが
使用されています（大型リーダーです）
出典：イギリス農務省ホームページより

以上は英国へ入国するための例ですが、他の国も手続きに多少の違いはありますが、一連の手続きに時間を要しますので、十分な準備期間が必要です。

【ペットの海外渡航とマイクロチップ】

ここで飼主が思案に暮れるのがマイクロチップです。残念ながらマイクロチップの認知度は低いですし、提出書類にはISO規格(ISO11784、ISO11785)のマイクロチップを指定されたりして、どうしたら良いの？先生となります。

1) ISO規格のマイクロチップとは

マイクロチップが開発された当初は、各社独自の規格のマイクロチップを製造販売していましたが、ID番号の読み取りに互換性がないことから利便性が低いことが問題でした。そこで、ISO（国際標準化機構）によって規格化（ISO11784、ISO11785）されて、現在日本で販売されているマイクロチップはISO規格の製品で、各社間に互換性があります。外国との動物

の交流が盛んになり、各国の動物検疫をスムーズにするためにISO規格のマイクロチップの使用が推奨されています。弊社が販売していますライフチップはISO規格のマイクロチップでして、今までに多くの方の海外渡航にご使用いただいています。

2) マイクロチップの埋め込みを求める国や地域

イギリス、フランス、シンガポール、台湾、香港、オーストラリア、ニュージーランド等の国へペットを連れて行く場合、動物検疫にマイクロチップが義務付けされていますので、事前に動物病院で埋め込みしてもらうために来院されます。それらの国では、ISO規格のマイクロチップの埋め込みが求められています。

3) マイクロチップ証明書の発行

国によっては、獣医師によるマイクロチップ証明書が求められます。弊社では英語の証明書を準備していますので、必要な場合は弊社にご連絡下さい。

発行日 DATE: / /

証明書
CERTIFICATE

下記の通り、マイクロチップを埋め込んだことを証明します。
This is to certify that the microchip with following ID number is implanted in this animal.

所有者 OWNER	
氏名 NAME:	電話 TEL:
住所 ADDRESS:	

動物 ANIMAL	
氏名 NAME:	性別 SEX:
種 SPECIES:	生年月日 BIRTH: / /
種別 BREED:	毛色 COLOR:

マイクロチップ MICROCHIP	
製造元 MANUFACTURER: ANGELUS (former Decision Postings)	ID No.:
埋め込部 IMPLANTED PART: 皮下組織皮下層 subcutaneous part of neck	

動物病院名 NAME OF CLINIC:

住所 ADDRESS:

電話 TEL:

獣医師名 NAME OF VETERINARIAN:

写真2：ライフチップ証明書

【ハワイ州の場合は少し複雑です】

ハワイ州にペットを連れて行く場合もマイクロチップの埋め込みが必要ですが、指定されているマイクロチップはISO規格ではなく、旧規格の製品です（ライフチップ製造のデジタル・エンジェル社製のHome AgainもしくはAvid社の製品を指定しています）。これら製品は日本で販売されていませんので、ハワイ州動物検疫所のホームページでマイクロチップの購入手続き（27ドル）

を行い、それを入手して日本の動物病院で埋め込んでもらう必要があります
(http://www.hawaiiag.org/hdoa/ai_aqs_info.htm 参照)

【ライフチップデータシートの記入について】

ライフチップを埋め込みされた場合、通常ライフチップデータシートに飼主情報、ペット情報を記入していただきライフチップ集中管理センターへ送付されてデータベース化されています。

海外渡航される場合、ライフチップデータシートの記入が必要かどうかは、飼主の方の考え次第です。後日、日本にもどる予定の方は、データシートに海外の住所もしくは日本の実家の住所等で登録されています。日本にもどる可能性がない場合は、飼主の判断で登録するかどうか決めていただければと思います。なお、海外の住所で登録された場合は、ライフチップ集中管理センターからの、受付処理通知ハガキは送付されません。

【データシートの記入に際しての留意点】

データシートに記入の際は、コンピュータ処理をするために使用できる文字は通常使用される日本語文字（漢字、ローマ字、平仮名、片仮名、数字）です。従って、外国人名はローマ字または片仮名、海外の住所はローマ字での記入をお願いします（ローマ字であれば、後日連絡するような場合に対応できます）。中国漢字（台湾も含む）、ハングル文字等の各国独自の文字では入力できません。

【海外からのちょっといい話】

2002年3月のある日、オーストラリアにある Animal Electronic ID Systems Pty Ltd の Ron Smith 氏から、弊社に Eメールが届きました。内容は、「オーストラリアで、貴社のライフチップをチップングされた迷子猫を預かっている。飼主を調べてほしい」とのこと。

早速、連絡のあったID番号をライフチップ集中管理センターのホームページで検索すると1998年7月に名古屋でT氏が、ペットの Moggy にチップングしたとのデータが登録されていました。ここまで、要した時間は15分ほど、検索結果をEメールで Ron Smith 氏に送って数時間後、「大変早い対応ありがとう」とのお礼の言葉が送られてきました。第一報からお礼のメールまで3時間半ほどで、地球は狭いものだと思います。また、Moggy が無事に飼主の元に戻ったであろうと推察します。4年前に日本でライフチップを埋め込まれた5歳の猫が、オーストラリアでみつかったことにこの猫の人生（猫生）を思わざるを得ません・・・。

ここで、どうして日本で埋め込まれたマイクロチップとわかるのでしょうか？

ISO規格のチップのID番号には、国コードが決められており、最初の3桁：392が日本をあらわしています。ちなみにライフチップリーダーで、ライフチップを読み取ると、最初の3桁の392とJPNが交互に液晶に表示され、日本で販売されたマイクロチップとすぐにわかります。そこで、オーストラリアの会社はマイクロチップの製造元に日本での販売元を問い合わせし、弊社に連絡してきたわけです。

今年も、弊社の製品ではありませんが、米国で埋め込まれたペットが兵庫県で見つかった例があります。この場合、リーダーの方がマイクロチップの埋め込み依頼をしていましたので、飼主は不明でした。

【最後に】

海外渡航手続の各種書類の準備はあくまで飼主が行うことですが、各種書類への先生方のサインが必要ですし、確かに煩わしい面もあります。反面、海外渡航がうまく行った場合は、家族と一緒にペットを連れて行くことができた飼主の喜びは非常に大きく、渡航先から先生方への感謝のお礼が届くでしょう。

以上